

3情法第130号
令和3年（2021年）9月21日

一般社団法人・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

上田市、諏訪市及び茅野市の感染警戒レベル5への引上げに伴う周知について（依頼）

日頃は、公益活動の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

9月16日の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、上田市、諏訪市及び茅野市の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出することを決定しました。

つきましては、別添資料の内容について、貴法人の社員、役員、評議員等に対し、周知していただくようお願いします。

法務係

（課長）重野 靖

（担当）田中 陽如 伊藤 嗣将 奈良井 拓郎

電 話 026-235-7057（直通）

ファクシミリ 026-235-7370

電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp

上田市の感染警戒レベルを5に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年9月16日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

上田圏域における直近1週間（9月9日～15日）の新規陽性者数は55人、人口10万人当たりでは28.34人となっており、前週と比較して2.9倍と激増しています。

感染経路不明者から家族や職場に感染が拡大する事例のほか、飲食店における感染などのリスクの高い事例が発生しており、東信地域の確保病床使用率は44.0%（R3.9.15時点）まで上昇しています。

一時50%を超過した全県の確保病床使用率が25%を下回ったことから、9月14日には医療警報を解除したところですが、上田圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

2 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出

感染警戒レベル5相当となった上田圏域のうち、感染の拡大が顕著な上田市の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出（本日から9月29日まで。）します。

3 上田市における県の対策強化について

上田市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を強化します。上田市にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、別紙『「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い』に加え、次に掲げる県の対策にご協力いただくようお願いいたします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（1）お住まいの方、訪問される方への協力要請

① 人と会う機会を普段の半分以下とするよう協力を要請します（特措法第24条第9項）

- 大人数の集まりや人混みを避け、様々な集まりは中止又は延期を
- 買い物は回数を減らし、少人数ですいている時間に
- 職場では在宅勤務やテレワークの活用のほか、休暇取得の奨励を

② 感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用を控えるよう協力を要請します

（特措法第24条第9項）

酒類の提供を行う飲食店に限らず、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用を控えるよう要請します。

(2) 事業者の皆様への協力要請

① 職場における感染防止対策の徹底について協力を要請します

労働局作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や日本産業衛生学会作成の「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」を参考に、職場の感染防止対策を改めて点検・徹底するよう要請します。

(3) 子どもへの対策

① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します

- 感染リスクの高い学習活動の中止
- 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期
- 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止

② 市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を要請します

③ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要請します

(4) 県が実施する対策

① 市と連携し事業者に感染拡大予防ガイドラインの遵守等を強力に働きかけます

上田市と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる徹底の働きかけ・支援策の紹介や県接種会場での従業員の方へのワクチン接種の勧奨を行うとともに、飲食店、宿泊施設等の事業者に対しては、県が定めた感染対策を講じる「信州の安心なお店認証制度」への登録を働きかけます。

② 酒類の提供を行う飲食店の従業員及び利用客に対し積極的な検査を行います

市町村と連携し、酒類の提供を行う飲食店に勤務している方及び利用された方で、発熱やだるさなどの症状のない方に対して集中的なPCR検査を実施します。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い

R3.9.14時点

以下についてご協力をお願いします。

1 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします（特措法第24条第9項）
（人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意ください。）
 - ・可能なら電話やオンラインで済ませてください
 - ・混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください
- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第24条第9項）
 - ・茶飲み話や普段会わない方との会食は控えてください
 - ・同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
 - ・できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
 - ・「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します
- ③ 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は今しばらく控えるようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします（特措法第24条第9項）
- ④ 店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくようお願いします（特措法第24条第9項）
- ⑤ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、②、④、⑤及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第24条第9項）。

2 事業者の皆様等への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください
(特措法第24条第9項)
 - ・人と人の距離を概ね2メートル程度確保するための入場制限等
 - ・施設内での物理的距離の確保
 - ・十分な換気
 - ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

- ③ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ④ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
 - ・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑤ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

3 学校設置者等の皆様への協力依頼

- ① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づく県立学校の対応も参考に、感染拡大防止対策に取り組んでください
- ② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期の検討を市町村等に対して依頼します

第5波の収束に向け、感染防止対策の再徹底を

👉「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用(不織布マスクを推奨)
- マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気(屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開)
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒

1 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。

2 自宅等も含め、茶飲み話や普段会わない人との会食は控えてください。

3 県境をまたぐ移動(旅行、帰省、出張など)は今しばらく控えてください。

4 体調に異変を感じた場合(発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など)は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

5 ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。接種がお済みの方も感染対策の徹底をお願いします。

県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

諏訪市及び茅野市の感染警戒レベルを5に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年9月16日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

諏訪圏域における直近1週間（9月9日～15日）の新規陽性者数は56人、人口10万人当たりでは28.85人となっており、前週と比較して1.9倍と激増しています。

感染経路不明者から家族への感染の拡大や、保育所等における集団的な感染の発生など、感染が拡大する事例が発生しており、今後のさらなる感染拡大が懸念される状況となっています。

一時50%を超過した全県の確保病床使用率が25%を下回ったことから、9月14日には医療警報を解除したところですが、諏訪圏域における感染がさらに拡大し、入院治療が必要な方が増加した場合、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

2 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出

感染警戒レベル5相当となった諏訪圏域のうち、感染の拡大が顕著な諏訪市及び茅野市の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出（本日から9月29日まで。）します。

3 諏訪市及び茅野市における県の対策強化について

諏訪市及び茅野市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を強化します。諏訪市及び茅野市にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、別紙「『新型コロナウイルス特別警報Ⅰ』の全県発出に伴うお願い」に加え、次に掲げる県の対策にご協力いただくようお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（1）お住まいの方、訪問される方への協力要請

① 人と会う機会を普段の半分以下とするよう協力を要請します（特措法第24条第9項）

- 大人数の集まりや人混みを避け、様々な集まりは中止又は延期を
- 買い物は回数を減らし、少人数ですいている時間に
- 職場では在宅勤務やテレワークの活用のほか、休暇取得の奨励を

② 体調不良時には早期に受診するよう協力を要請します（特措法第24条第9項）

体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、出勤、登校、登園も含めて外出せず、速やかに医療機関に相談するよう要請します。

(2) 子どもへの対策

- ① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します
 - 感染リスクの高い学習活動の中止
 - 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期
 - 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ② 市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を要請します
- ③ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要請します

(3) 県が実施する対策

- ① 適切な療養場所の提供と自宅療養者への健康観察の徹底をします
患者の症状や家庭事情等に配慮した療養につなげるための振り分け診察を適切に実施するとともに、自宅療養者に対しては、健康観察センターによる健康観察を徹底します。
- ② 市町村と連携して感染防止のための情報発信を強化します
学校や福祉施設などにおける感染事例を踏まえた「感染しない・させない」ための対策について、住民の皆様へ情報が行きわたるように、市と連携して発信を強化します。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い

R3.9.14時点

以下についてご協力をお願いします。

1 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします（特措法第24条第9項）
（人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意ください。）
 - ・可能なら電話やオンラインで済ませてください
 - ・混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください
- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第24条第9項）
 - ・茶飲み話や普段会わない方との会食は控えてください
 - ・同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
 - ・できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
 - ・「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します
- ③ 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は今しばらく控えるようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします（特措法第24条第9項）
- ④ 店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくようお願いします（特措法第24条第9項）
- ⑤ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、②、④、⑤及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第24条第9項）。

2 事業者の皆様等への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください
(特措法第24条第9項)
 - ・人と人の距離を概ね2メートル程度確保するための入場制限等
 - ・施設内での物理的距離の確保
 - ・十分な換気
 - ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

- ③ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ④ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
 - ・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑤ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

3 学校設置者等の皆様への協力依頼

- ① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づく県立学校の対応も参考に、感染拡大防止対策に取り組んでください
- ② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期の検討を市町村等に対して依頼します

第5波の収束に向け、感染防止対策の再徹底を

👉「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用(不織布マスクを推奨)
- マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気(屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開)
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒

1 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。

2 自宅等も含め、茶飲み話や普段会わない人との会食は控えてください。

3 県境をまたぐ移動(旅行、帰省、出張など)は今しばらく控えてください。

4 体調に異変を感じた場合(発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など)は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

5 ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。接種がお済みの方も感染対策の徹底をお願いします。

県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。